

## 川原の自然を子孫に残したい 石木ダム建設はやめよ

久保田町議

石木ダム建設並びにそれに伴う県道、町道、農道用道路付替工事の事業認定に係る公聴会の日程が決まった。(公聴会は3月22日、23日に開催)

公聴会の先にあるものは社会資本整備審査会、収用委員会であり、強制収用の有無がここで決まり、反対する余地はなく、代執行、強制収用と進むと考えられる。

地権者の方たちは、1972年の当時の町長の「地元同意が得られなければ独断専行はしない、強制執行などの行為に出た場合は総力を挙げて阻止行動をとる」などの意見書を信じて調査に同意をされた。

石木ダム建設予定地に住んでいる方々は「自然豊かな、そして先祖が築きあげた川原の地を子や孫に残すために不必要なダムはいらない。自然に恵まれた土地に住み続けたい」と願って生活をされている。

当初のダム計画を大きく歪曲化してでも創らなければならぬのか次の5点について尋ねる。

一つ、「ダムによる経済効果」とは。二つ、ダム建設により洪水被害は防げるのか。その根拠について。三つ、行程表では平成28年度末事業完了を目標に、平成25年度には着工と、県と佐世保市は言い続けている。付け替え道路の工事は中断したままで本体着工のめども立っていない。町は、用地取得にどう関るのか。

四つに、地権者の皆さんの憲法で保障された権利は守られるのか。五つに、ダム建設予定地の上流に住まれる方たちの対策について尋ねる。

町長

公聴会の開催が決まったことに触れ、今後、強制収用に進むとの考えを述べられたが、私はそのような考えではない。

事業認定庁である九州地方整備局が地域住民から広く意見を聴取するために開催されるものであり、賛成、反対の意見が発表されると思う。

公益性がないと判断されれば、事業認定は行われないものと思われる。事業認定を受けると起業者としては、収用委員会に裁決申請ができる条件は整うが、収用するためには別途収用委員会の手続きが必要となるものであり、事業認定自体が直接収用に繋がるものではないと認識している。今は公聴会を含め事業認定の手続きの推移を見守る時期と考えている

事業認定が必ずしも収用に繋がらないと言うことだが、事業認定が行われてダム建設に繋がらなかったと言う事例はあるのか。

久保田町議

調査はしていないが、公聴会まで進んだら事業が前に進んでいると言う説明は聞いている。

町長

石木ダム事務所が全戸配布している水の輪に、事業認定の話し合いが進めば、移転先の土地の斡旋にも誠心誠意努めます、移転補償などの提示が示せて、合わせてご本人の希望に添うように進められます。など、反対地権者の方たちの心を逆なでするような内容である。



春の石木川

久保田町議

三つ目の石木ダムの工事は平成28年度末には完成させなくてはならないと工程表ではなっている。25年度に着工しなければ完成しない。付け替え道路の予定地の中には、県道の3170mのうち22%の710m、町道の木場線1700mの58%、930mは、反対地権者の方たちの未買収のものです。県、佐世保市がこの方たちと話し合いをする時、川棚町は一切係わらないのか。

町長

事業認定と収用とは別の手続きと考えている公聴会すなわち強制収用とは考えていない。

経済効果については、町では算出していない。答えようもない。また、ダムの建設は地元経済効果があるから建設しようと言うものではない。また、ダム建設で洪水被害を防げると言う根拠は、と言う質問だが、起業者ではないので応えることはできない。

久保田町議

長崎報道にも示されているように人口は減り続けている。本当にダムは必要なのか立ち戻って白紙から考える勇気を持つてほしい。

どんなことがあっても憲法で守られている人権があると言う事。住む権利、財産を奪ってはならない、侵してはならない。憲法上の13戸の人たちに対する考え方は。

町長

用地取得については起業者から説明を受けていない。相談

も受けていないので応えることはできない。

用地取得については事業認定の進捗が進行中であり、久保田議員の100%強制収用に繋がると言う認識の下での質問に対しては、答える立場ではない。

久保田町議

前町長の「覚書」は生きるのか。継承されるのか。

町長

前町長の「覚書」については、公文書であれば尊重されるべき。

久保田町議

反対されている地権者の人権、財産権は憲法で定められており尊重しなければならない。